

厚岸町条例第22号

厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年5月20日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例

厚岸町介護保険条例（平成12年厚岸町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「24,840円」を「20,700円」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,700円」とあるのは、「32,844円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,700円」とあるのは、「40,020円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。